

事業計画の概要

1. 事業の全体計画

排出事業者より産業廃棄物の処理委託を受け自社収集運搬車両にて運搬及び中間処理を行う

処理の依頼を受けた場合は、廃棄物処理に関する契約を締結し、運搬時に排出事業者からマニフェストの交付を受け許可処分業場へ運搬する

自社にて中間処理を行う産業廃棄物は、中間処理の工程に基づき処理を行う

2. 収集運搬・処分する産業廃棄物の予定運搬量・処分量

〈収集運搬〉

〈処 分〉

種 類	性状	運搬量 (t/年)	種 類	性状	処分方法	処分量 (t/年)
1 燃え殻	固形	1	1 廃油	液状	油水分離・精製・焼却	100
2 汚泥	〃	1	2 廃プラスチック類	固形	破碎・切断・圧縮・減容固化	1,000
3 廃油	液状	70	3 紙くず	〃	破碎	70
4 廃酸	〃	140	4 木くず	〃	破碎	300
5 廃アルカリ	〃	2	5 繊維くず	〃	破碎	5
6 廃プラスチック類	固形	300	6 ゴムくず	〃	破碎・切断・圧縮	15
7 紙くず	〃	30	7 金属くず	〃	破碎・切断・圧縮	20,000
8 木くず	〃	100	8 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	〃	破碎・圧縮	100
9 繊維くず	〃	1	9 がれき類	〃	破碎	250
10 ゴムくず	〃	5				
11 金属くず	〃	7,000				
12 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	〃	50				
13 鉱さい	〃	5				
14 がれき類	〃	100				
15 ばいじん	〃	1				

3. 収集運搬・処分業務の具体的な計画

○業務を行う時間・・・8時～17時

○休業日・・・日曜日、祝祭日、年末年始、夏季休暇

〈収集運搬〉

①車両毎の用途

許可を受けた産業廃棄物を車両一覧記載の車両にて収集運搬する

②法令上の事項

- ・排出事業者との書面による委託契約及びマニフェストの適正な運用
- ・運搬上の法令遵守
- ・積替え保管基準の遵守

〈処 分〉

①処分業務は許可を受けた施設にて行う

※設備の概要・・・産業廃棄物処分業許可証参照

②法令上の事項

排出事業者との書面による委託契約及びマニフェストの適正な運用

4. 環境保全措置の概要

〈収集運搬〉

- ・収集運搬する産業廃棄物の種類ごとに適した車両及び運搬容器の選択
- ・荷崩れや飛散・流出を防ぐためシート掛けやロープ掛けの徹底
- ・テレマティクス導入によりエコドライブを推進し、CO₂排出量の削減を行う

〈積替え保管〉

- ・飛散防止・・・屋内置き場にて、専用容器での保管
- ・地下浸透防止・・・コンクリート張りの地面とする
- ・火災発生防止・・・消火器の設置及び日常点検の徹底

〈処 分〉

- ・地下浸透防止・・・工場内敷地をコンクリート張りの地面とする
- ・廃油流出防止・・・工場内のすべての排水が油水分離施設へ流れる設計となっており社外への油流出なし
- ・火災発生防止・・・消火器の設置及び防火水槽を設置